

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録については、67万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成18年9月に係る標準報酬月額記録については、56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月5日  
② 平成18年9月1日から同年11月1日まで  
③ 平成21年9月1日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①について、標準賞与額が年末手当明細書の保険料控除額に見合う標準賞与額と相違している。申立期間①について、平成17年12月5日に支払われた賞与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

また、申立期間②及び③について、標準報酬月額が給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しているため、給与支給月に控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準賞与額並びに申立期間②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正

及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、申立人から提出された年末手当明細書により確認できる賞与額及び保険料控除額から、67万円とすることが妥当である。また、申立期間②のうち、平成18年9月の標準報酬月額については、申立人から提出された同年9月分（同年10月5日支給）給与明細書により確認できる給与額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料、及び申立期間②のうち、平成18年9月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、当時の事務処理を誤った旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額又は標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成18年10月及び申立期間③については、申立人から提出された給与明細書によると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（100万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日  
② 平成20年12月25日  
③ 平成21年12月15日

ねんきん定期便により、A社に勤務していた時の賞与の記録が、一部漏れていることが判明した。当該事業所から5回分の賞与支払届が未提出であったとして、平成24年2月14日に提出されたが、申立期間①、②及び③の3回分については、保険料徴収権の時効消滅により納付できず、年金額に反映されない記録となっている。当該期間について、厚生年金保険の給付に反映されるよう訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①、②及び③に係る賞与支給明細書控えにより、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（100万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで  
最初は国民年金手帳が無かったが、2か月に1度集金により夫婦二人分の保険料を納付し領収書を受け取った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の被保険者記録から昭和40年頃申立人の夫と連番で払い出されたものと推認できることから、この時点で申立期間の一部の保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立期間は保険料が未納となっている。

また、申立人は、申立期間当初住んでいたA区では国民年金手帳を所持していないまま、2か月に一度、集金により夫婦二人分の保険料を納付し領収書を受け取ったと申述しているが、この当時、同区では、印紙検認方式（国民年金手帳に印紙を貼り検認を受ける）により3か月ごとに保険料を集金していたことが広報紙等により確認できることから、申立人の申述と整合しない。

さらに、国民年金被保険者名簿によると、昭和41年4月から45年3月までの申立人の保険料は夫婦とも同一日に納付されていることから、申立人は、申立期間を当該期間と誤認している可能性も否定できない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月 21 日から平成 14 年 2 月 1 日まで  
② 平成 14 年 4 月 1 日から 18 年 11 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及び②の給与は、固定給と歩合給が支給されていたが、標準報酬月額は固定給部分だけが記録されており、歩合給部分は考慮されていない。申立期間について、固定給と歩合給の合算額を標準報酬月額に認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 13 年から 18 年までの報酬等の支払調書により、当該期間において、申立人には給与のほかに、その主張する「歩合給部分」である外務員報酬が支給されていたことが確認できる。

しかし、A社の元事業主は、「申立人の申立期間①及び②当時の給与のうち、歩合給部分については、外務員報酬扱いで支給しており、完全に給与とは切り離していたため、厚生年金保険の標準報酬月額の算定根拠にしていなかった。」と回答している。

また、当該事業所から提出された平成 10 年 1 月から 18 年 10 月までの賃金台帳によると、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、当該歩合給部分に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、当該事業所に勤務していた複数の同僚は、「申立人は、取締役であった期間を除いて嘱託社員であった。通常の社員とは違って、給料は歩合給だったと思う。」と証言している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。